

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構役員退職金に係る
業績勘案率（案）について

平成 20 年 8 月 27 日
内閣府独立行政法人評価委員会

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の退職役員に関する業績勘案率
（案）については、以下のとおりとする。

理 事 XXXXXXXXXX 業績勘案率は 0.9 とする。

（決定の方法）

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成 17 年 8 月 23 日内閣府所管独立行政法人評価委員会決定（別添 1））に基づき決定。

（決定の理由）

本理事の業績勘案率（案）については、平成 19 年 8 月 16 日に沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会（以下、「分科会」という。）において、基準業績勘案率 1.0（算定方法は別添 2 参照）を基に審議を行い、これを変更する理由が認められなかったことから、1.0 と決定したところである。

しかしながら、以下の状況を踏まえ、平成 20 年 7 月 14 日及び 8 月 21 日に分科会において再度審議を行った。

- ・ 平成 19 年 9 月、外部の専門家委員会より、機構が過去に行った調達に関して、法令に基づく公表が行われず透明性の確保が十分になされていなかったこと等の事実があったこと、及びこれに対して機構が既に改善策を表明していること等を明らかにする報告書が公表された。
- ・ 平成 19 年 12 月、「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定され、独立行政法人における適正な業務運営を確保するための取組を一層強化する姿勢が明確にされた。
- ・ 本年 7 月、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会における事前検討に

において、法令に反する業務運営が行われたこと等については、業績勘案率の算定に際して十分に勘案すべきとの指摘があったことが報告された。

その結果、独立行政法人において法令を遵守した業務運営を行うことは極めて重要であり、機構において一部の法令が遵守されていなかったこと等の事実は、業績勘案率の算定に当たって考慮せざるを得ず、基準業績勘案率を変更すべき特段の事情に該当すると判断し、業績勘案率（案）を0.9とすることに決定した（詳細は別紙参照）。

なお、分科会における審議の中では、こうした判断は、社会一般の通念に照らし厳格に過ぎるのではないかとの強い懸念も示されたが、全ての独立行政法人の運営において国民の信頼を回復することが喫緊の課題となっており、「独立行政法人整理合理化計画」の策定等により、政府全体として、各法人における契約の透明性の確保や内部統制の強化等に強力に取り組む姿勢が強く打ち出されている現在の状況にかんがみれば、本件について、これまでに求められてきた以上に厳格な基準により判断すべきとの結論に達した。

今後、各府省の独立行政法人評価委員会においては、退職役員の業績勘案率の算定に際しては本件と同様の厳格な評価が行われることを期待するとともに、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会においては、本件と爾後の事例との間で衡平が損なわれることのないよう、全ての退職役員の業績勘案率案の審議に際し、十分な情報収集と実質的な審議を基に厳正な判断が示されることを強く期待する。

(別紙)

前理事の業績勘案率(案)を0.9とする事情は以下のとおり。

1. 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構においては、契約に関する情報公開に一部適切を欠くものが見出されたことから、監査法人に委託し、監査法人内に設けられた外部の専門家委員会による検証を行った。平成19年9月に公表された同委員会の報告書(「沖縄科学技術研究基盤整備機構における公共調達のあるり方」http://www.oist.jp/j/doc/report/chotatsu_report.pdf)では、平成17年の施設改修工事の契約について、随意契約それ自体には合理的理由がある一方で、その後の運営も含め、以下の問題点が指摘された。

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第4条、第5条、及び第6条により、「当該年度に発注することが見込まれる公共工事の見通し及び変更後の発注見通し」等の情報を公表することが定められているが、機構においては遵守されていなかった。

(2) 総務省行政管理局長による平成18年3月29日付け事務連絡「独立行政法人における随意契約の適正化について」において、国の基準を参照しつつ、一定額以上の随意契約(理由等を含む)について、ホームページに公表し、併せて、その旨を業務方法書又は会計規程等に盛り込むことが要望されていたが、機構においてはこれらの要望に応えていなかった。

2. 独立行政法人は、事務及び事業の公共性にかんがみ、法令を遵守した適正な業務運営を行うことが極めて重要である。

さらに、昨年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」では、独立行政法人の運営について国民の信頼回復が喫緊の課題であるとの認識が明確に打ち出され、政府全体の方針として、各独立行政法人における契約の透明性の確保や内部統制・ガバナンスの強化等について強力に取り組むこととしている。また、評価委員会においては各法人の取組を厳格に評価することが改めて期待されている。

3. このような独立行政法人の業務運営の適正化に関する政府の強い姿勢を念頭に、本件について改めて検討すると、前理事は、法令を遵守した調達の実施及び規程の整備について、担当役員として責任を負う立場にあった事実を否定できず、業績勘案率の算定に当たっては、これらの問題点を考慮せざるを得ない。

4. 他方、機構においては、問題点を把握した後、直ちに改善に向けた取組を開始しており、前理事は在任中にその道すじをつけたと考えられること、さらに、前理事は、組織の立ち上げや研究事業の展開を含め、法人運営を軌道に乗せるために力を尽くしたことを考慮すれば、上記の問題点の業績勘案率への反映は最小限とすべきである。
5. したがって、業績勘案率（案）については、0.9とすることが妥当である。

内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について

平成17年8月23日

内閣府独立行政法人評価委員会決定

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」（以下「閣議決定」という。）に基づく、内閣府所管独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率については、以下のとおりとする。

1. 基本的考え方

- (1) 業績勘案率の算定にあたっては、退職役員の在職期間に対応する年度評価を基本とする。
- (2) 業績勘案率の算定については、各独立行政法人の年度評価を実施している各分科会において審議し決定する。

2. 算定の方法

- (1) 退職した役員（(2)を除く。）が在職した各事業年度ごとに別紙により基準値を決定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値（小数点2位以下は四捨五入）を基準業績勘案率とする。

ただし、当該役員の退職した日に属する事業年度における年度評価がなされていない場合の当該年度の基準値は、当該年度の当該役員が在職した期間の法人の業務実績の状況、前年度の業務実績との比較などにより決定する。

- (2) 在職期間が1年に満たない役員（監事を除く）並びに監事については1.0を基準業績勘案率とする。
- (3) (1)及び(2)による基準業績勘案率を基に、業績勘案率を決定する。

ただし、当該役員の法人に対する特段の貢献度等が認められる場合は、それを考慮したものとする。

(別添1)

なお、1.0を超える業績勘案率の決定にあたっては、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針（平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）」に掲げる各観点に留意する。

3. 業績勘案率決定の手続き

- (1) 法人は、役員の退職者がでた場合、内閣府独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し、業績勘案率の決定について文書により依頼を行う。
- (2) 評価委員会は、(1)の依頼を受けたときは、各分科会において法人からの資料提出や説明を受けるなどして審議を行い、業績勘案率（案）を決定する。
- (3) (2)で決定した業績勘案率（案）について、閣議決定に基づき総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。
- (4) 評価委員会は、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見を踏まえ、業績勘案率を決定するとともに、当該法人に通知する。

なお、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、閣議決定に基づき、内閣総理大臣に通知する。

附 則

この決定は、平成16年1月1日以降の在職期間に適用する。

基準値の決定方法（A+～Dの5段階評価の場合）

各事業年度の基準値は、各事業年度の実績評価の評価項目ごとに点数化（A+ = 5、A = 4、B = 3、C = 2、D = 1）して合計し、項目数で除して得られた値に応じ下表により決定する。

（職責が明らかな役員については、その職責に係る項目ごとの点数の合計を、その職責に係る項目数で除して得られた値による。）

得られた値	基準値	得られた値	基準値
5.0	2.0	3.2以上3.5未満	0.9
4.9以上5.0未満	1.9	2.9以上3.2未満	0.8
4.8以上4.9未満	1.8	2.6以上2.9未満	0.7
4.7以上4.8未満	1.7	2.3以上2.6未満	0.6
4.6以上4.7未満	1.6	2.0以上2.3未満	0.5
4.5以上4.6未満	1.5	1.8以上2.0未満	0.4
4.4以上4.5未満	1.4	1.6以上1.8未満	0.3
4.3以上4.4未満	1.3	1.4以上1.6未満	0.2
4.2以上4.3未満	1.2	1.2以上1.4未満	0.1
4.1以上4.2未満	1.1	1.2未満	0.0
3.5以上4.1未満	1.0		

※ 今後、各分科会において5段階評価以外の評価基準が定められた場合には、別途検討する。

基準業績勘案率の算定

1. 業績勘案率の算定期間 平成17年9月1日～平成19年4月13日
(役職在職期間 平成17年9月1日～平成19年4月13日)

2. 算定方法

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」2.(1)に基づき、退職した役員が在職した各事業年度毎に基準値を決定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値(小数点2位以下は四捨五入)を基準業績勘案率とした。

- (1) 各事業年度の基準値(〇〇〇〇 理事の職責に係る項目数により算定)

①平成17年度(W)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 17 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 17 = 4.0 \end{array}$$

$$\underline{W=1.0}$$

②平成18年度(H18.4.1～H19.1.31)(X)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 19 \times 4 + 1 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 20 = 3.95 \end{array}$$

$$\underline{X=1.0}$$

平成18年度(H19.2.1～H19.3.31)(Y)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 9 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 9 = 4.0 \end{array}$$

$$\underline{Y=1.0}$$

③平成19年度(H19.4.1～H19.4.13)(Z)

(役員の内職期間が13日間であることを踏まえた上で、同期間の法人の業務実績の状況、前年度の業務実績との比較などによる。)

$$\underline{Z=1.0}$$

(2) 基準業績勘案率の算定

$$(W \times 7\text{月} + X \times 10\text{月} + Y \times 2\text{月} + Z \times 1\text{月}) / 20\text{月} = \text{基準業績勘案率}$$
$$(1.0 \times 7\text{月} + 1.0 \times 10\text{月} + 1.0 \times 2\text{月} + 1.0 \times 1\text{月}) / 20\text{月} = \underline{1.0}$$

前理事所掌項目の各年度における評価結果

年度 評価	平成17年度	平成18年度 (H18.4.1~H19.1.31)	平成18年度 (H19.2.1~H19.3.31)
A+	0	0	0
A	17	19	9
B	0	1	0
C	0	0	0
D	0	0	0
項目数 計	17	20	9

前理事所掌項目の評価結果

平成17年度

評価項目 (平成17年度)	評価
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
(1) 研究活動 ①新規研究グループの立ち上げ。 ②ポスドク研究者の募集。現在研究が行われている分野を対象に若手研究者の募集。 ③ポスドク研究者及び研究者の採用について、直接的な募集方法を活用。また、海外からの研究者の採用に注力。	A A A
(2) 研究成果の普及 ①先行的研究事業の活動に関する年次報告書を年度末までに作成し広く関係機関に頒布。ホームページでも英語及び日本語で公開。 ②特許取得のためのシステムを構築。 ③研究に関するセミナーや講義の継続実施。学術誌に掲載された研究成果や、国際研究集会等での発表実績について年次報告において報告。	A A A
(3) 研究者養成活動 ①連携大学院制度の活用や共同研究プロジェクト等について、内外の大学及び研究機関との間で検討に着手。特に、博士課程の学生の将来的な採用を視野に入れつつ検討。 ②平成18年4月開催の“Single Molecule Analysis (単一分子解析)”に関するワークショップ及び同年7月に予定されている計算神経学に関するセミナー企画業務を完了。	A A
(5) 施設整備 ①恩納キャンパスのうち旧白雲荘の改装作業を完了する。 ②恩納キャンパス全体のデザインコンセプトを練り上げたマスタープランの策定を完了する。また、最初の建設対象となる施設のデザインを完了する。これらのマスタープラン及びデザインは機構のウェブサイト及び展示によって一般に公開する	A A
2 業務運営の効率化に関する事項	
(1) 管理運営及び財務 ①効率的な管理部門のため、月例の業務運営委員会 (MACO) 及び代表研究者委員会 (COP I) を開催する。財務管理部門の体制を整備するため、財務担当の責任者を任命し、毎月MACOに報告させる。 ②研究管理部門の機能を強化するため、研究管理担当の責任者を任命し、MACO 及びCOP Iに参加させる。	A

③管理部門及び技術サポート部門のスタッフが、必要な研修を受けることができるようにする。	A
3 予算、収支計画及び資金計画	A
4 短期借入金の限度額	A
5 重要な財産の処分等に関する計画	—
6 剰余金の使途	—
7 その他内閣府令で定める業務運営に関する事項	
(1) 施設・設備に関する計画 中期目標期間末に恩納村の建設予定地で施設の供用を開始することを目指して、施設整備を計画的に進める。	A
(2) 人事に関する計画 ①業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制。 ②柔軟で機動的な人員配置。 ③任期制職員を措置。	A
(3) 積立金の処分に関する事項	—
8 活動の評価	
①運営委員会に年次報告書を提出し、評価を受ける。この年次報告書は、研究に関する年次報告書を含む。	A

前理事所掌項目の評価結果

平成18年度 (H18.4.1~H19.1.31)

評価項目 (平成18年度)	評価
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
(1) 研究活動	
①銅谷・柳田の2研究ユニットの研究評価に着手(平成18年度末)。外部の評価委員を選任し、それぞれに評価委員会を設置する。評価対象研究ユニットは研究成果の報告書を作成し、これに基づき、評価委員会が研究評価を行う。(具体的な評価は平成19年度。)	B
②霊長類脳研究開始のための調査を行う。ワークショップを開催し、その後、機構内部のプロジェクトグループを拡大し、外部の研究者を加える。平成18年度後半には国際ワークショップを開催する。また、数理生物学分野においても2つのワークショップを開催する。最初は国内中心、2つめは国際ワークショップを開催する。	A
③引き続き代表研究者選定を進める。ポストクと技術員についても必要な質及び量を確保する。	A
(2) 研究成果の普及	
①IRP(大学院大学先行研究プロジェクト)の活動を取りまとめた年次報告書を作成する。②様々なセミナーや講演の開催、科学雑誌への論文投稿、国際学会参加を引き続き行う。また、一般市民や社会に対する広報活動を強化すべく、ニュースレターを発刊するとともにホームページの改善等を図る。	A
○知的財産保護のための管理体制の整備。	A
(3) 研究者養成活動	
①様々な研究機関及び大学と、連携大学院制度の活用などの協力プログラムの実施について積極的に推進する。	A
②研究計画策定や教育プログラムに関連した内容のワークショップを開催する。	A
(5) 施設整備	
①実施設計作業を進める。②速やかな開発許可の取得。③正式な入札手続きを実施して工事契約を行い、今年度後半での造成工事着手を目指す。④造成工事の着手前に、建設予定地内の民有地の買収を完了する。	A
2 業務運営の効率化に関する事項	
(1) 管理運営及び財務	
①理事長の強力なリーダーシップの下で内閣府と緊密に連携し、個別のプロジェクトを企画推進する。②研究活動の活発化のためにCOP I(代表研究者委員会)の役割を強化する。③MACO(業務運営委員会)についても、法人運営の諸課題に重要な機能を果たすため、引き続き開催する。	A

④機構設立時に暫定的に定められた諸手続を見直す。	A
⑤法人運営の重要分野における本格的な総合業務システムの導入により能率と実効性の向上を期する。	
・総合業務システムの導入による事務の改善状況。	A
・高いラスパイレス指数にも配慮した人件費の見直し。	A
・総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について」(共通的な指針)(平成18年8月)等に沿った、公的研究費不正使用等の防止の体制整備、ルール整備・明確化等の取組状況。	A
・既存施設の活用状況。(施設について、目的に沿った利用を行っているか。)	A
○外部資金の獲得。	A
○事務職員の専門能力を高めるための措置。	A
○活動評価	
先行的研究事業の研究評価を行う特別委員会を設置(平成18年度～)。	A
3 予算、収支計画及び資金計画	A
4 短期借入金の限度額	—
5 重要な財産の処分等に関する計画	—
6 剰余金の使途	—
7 その他内閣府令で定める業務運営に関する事項	
(1) 施設・設備に関する計画	A
中期目標期間末に恩納村の建設予定地で施設の供用を開始することを目指して、施設整備を計画的に進める。	
(2) 人事に関する計画	A
①業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制。②柔軟で機動的な人員配置。③任期制職員を措置。	
(3) 積立金の処分に関する事項	—

前理事所掌項目の評価結果

平成18年度 (H19.2.1~H19.3.31)

評価項目 (平成18年度)	評価
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
(5) 施設整備 ①実施設計作業を進める。②速やかな開発許可の取得。③正式な入札手続きを実施して工事契約を行い、今年度後半での造成工事着手を目指す。④造成工事の着手前に、建設予定地内の私有地の買収を完了する。	A
2 業務運営の効率化に関する事項	
(1) 管理運営及び財務 ①理事長の強力なリーダーシップの下で内閣府と緊密に連携し、個別のプロジェクトを企画推進する。②研究活動の活発化のためにCOP I (代表研究者委員会) の役割を強化する。③MACO (業務運営委員会) についても、法人運営の諸課題に重要な機能を果たすため、引き続き開催する。	A
④機構設立時に暫定的に定められた諸手続を見直す。	A
⑤法人運営の重要分野における本格的な総合業務システムの導入により能率と実効性の向上を期する。	
・総合業務システムの導入による事務の改善状況。	A
・高いラスパイレス指数にも配慮した人件費の見直し。	A
・総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について」(共通的な指針)(平成18年8月)等に沿った、公的研究費不正使用等の防止の体制整備、ルールの整備・明確化等の取組状況。	A
3 予算、収支計画及び資金計画	A
4 短期借入金の限度額	—
5 重要な財産の処分等に関する計画	—
6 剰余金の使途	—
7 その他内閣府令で定める業務運営に関する事項	
(1) 施設・設備に関する計画 中期目標期間末に恩納村の建設予定地で施設の供用を開始することを目指して、施設整備を計画的に進める。	A
(2) 人事に関する計画 ①業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制。②柔軟で機動的な人員配置。③任期制職員を措置。	A
(3) 積立金の処分に関する事項	—

(参考)

■■■■前理事の業績について

1. 就任及び退任日

- 平成17年9月1日に独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構理事就任。
- 平成19年4月13日に退任。

2. 在任期間

19ヶ月13日

3. 職務

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）において、以下の事務を所掌。

平成17年9月～平成19年1月	総務部、施設企画グループ、研究事業部
平成19年2月～平成19年4月	総務部、施設企画グループ

4. 主たる業績

■■■■前理事は機構の事務（総務部、施設企画グループ、研究事業部（平成19年1月まで））を掌理する職にあつて、理事長のリーダーシップの下、各業務の円滑な遂行のために事務処理の効率化・合理化に努め所掌業務における積極的な指揮を通じ、次に挙げる業績を上げた。

○総務業務

- 組織をできるだけスリム化し、経験を有する基幹職員を中心とした少数精鋭で業務を推進するために、即戦力となる人材の公募や、他機関からの出向者受入れ等、必要な人事配置を行った。
- 事務処理の迅速化・効率化が図られるように、総合業務システムを構築した。
- 財務管理の仕組みを構築するため、財務・経理上の規則・要領を定めるとともに、予算単位を設定しそれぞれに予算編成・執行・管理を行う仕組みを構築し、予算の効率的な執行を図る体制を整備した。
- ホームページに調達・入札情報を掲載することにより沖縄県外の業者の参入も含めた競争を促す等、業務経費の節減に努めた。
- 研究に関する報告を含む、平成17年度年次報告書、平成18年度年次報告書を作成した。

○施設企画業務

- 旧白雲荘の改修工事を完成させ、恩納村キャンパスでの機構の最初の施設となるO I S Tシーサイドハウスを開所させた。
- 沖縄県の条例に準じて恩納村キャンパス整備事業の環境影響評価を行った。
- 国道58号線バイパス計画と大学院大学アクセス道路の技術的調整及び恩納村キャンパス内の民有地の買収を実施した。
- 平成18年度には恩納村キャンパスにおいて造成工事を着工した。

○研究事業業務

- 研究施設の整備、研究設備の導入、ポスドク研究者の採用等を行い、研究グループの新規立ち上げを支援した。
- 平成17年度1件、平成18年度7件、合計8件の国際ワークショップの開催を支援した。
- 奈良先端科学技術大学院大学や琉球大学と協定を締結する等、連携大学院制度を活用し若手研究者の養成活動を推進した。
- 科学研究費補助金の指定機関の指定を受け、科学研究費補助金の獲得に努めた。

5. 在職時に受けた報酬等に対する業績による増減実績

平成17～19年度の間において役員の業績を考慮した手当の増減の実績はない。

6. 在職時の目的積立金の有無及び金額

無し

以上